

公益社団法人杉戸町シルバー人材センター

役員の報酬等及び費用に関する規程

（目的及び意義）

第1条 この規程は、公益社団法人杉戸町シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第28条第3項の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規程に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、理事及び監事をいう。
- （2）常勤理事とは、センターを主たる勤務場所とし、週3日以上センターの業務に従事する理事をいう。
- （3）非常勤役員とは、常勤理事以外の理事及び監事をいう。
- （4）報酬等とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- （5）費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬及び費用等の支給）

第3条 センターは、常勤理事及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤理事の報酬は月額とする。
- 3 非常勤役員の報酬は理事会及び監査のほか、役員の職務として出席する者についてその都度日額とする。
- 4 役員には報酬及び費用以外は支給しない。
- 5 常勤理事がセンターの使用人を兼ねる場合は、職員給与規程に定める給与及び旅費以外は支給しない。

（報酬の額の決定）

第4条 常勤理事の報酬は、別表1に定める金額と、理事会の承認を得て、決定するものとする。

- 2 非常勤役員の報酬は、別表 2 に定める金額とする。ただし、同日に 2 以上の会議に出席した場所の報酬額は、1 会議の報酬額とする。

(報酬の支給日)

第 5 条 常勤理事の報酬は年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、支給日は職員給与規程第 3 条第 1 項を準用するものとする。

- 2 非常勤役員にあっては、理事会出席等の都度支払うものとする。

(費用)

第 6 条 センターは役員が職務の遂行に当たって負担した費用について支払うことができる。また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

(報酬等及び費用の支給方法)

第 7 条 報酬及び費用は本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

- 2 報酬及び費用は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第 8 条 センターは、この規程をもって、公益認定法第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補足)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

この規程は、平成 27 年第 1 回の定時総会の決議を経た日の翌日から施行する。

この規程は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 4 条第 1 項関係）

区 分		支給単位	報酬額
常勤理事	理事長	月額	5 0, 0 0 0 円
	代表権のある副理事長	月額	4 0, 0 0 0 円
	副理事長	月額	2 5, 0 0 0 円

別表第 2（第 4 条第 2 項関係）

区 分		支給単位	報酬額
非常勤役員	理事会及び監査	日額	4, 0 0 0 円
	その他役員の職務として出席した場合	日額	4, 0 0 0 円